

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和8(2026)年度補正予算概要.....	1
2 函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子.....	2～17
3 函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める 条例等の一部を改正する条例の骨子.....	18～25
4 函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める 条例等の一部を改正する条例の骨子.....	26～29
5 函館市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める 条例等の一部を改正する条例の骨子.....	30～34
6 函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める 条例等の一部を改正する条例の骨子.....	35～41
7 専決処分の報告について（訴えの提起について）.....	42～43

1 令和8（2026）年度補正予算概要

一般会計
[歳出]
民生費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特 定 財 源
子ども未来総務費	6,187	児童福祉施設維持補修費増 6,187 施設維持補修費増 6,187	(その他) ふ るさと寄付金 4,904 (その他) 企 業版ふるさと 納税基金繰入 金 992
子ども健全育成費	489	児童館等管理運営所要経費増 489 その他諸経費増 489	(その他) 地 域振興基金繰 入金 450

2 函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、満3歳以上限定小規模保育事業者の利用定員、連携施設の確保等に関する規定等を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

公布の日の翌日

ただし、附則第2項の規定は、公布の日から施行する。

函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法の例による。</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(7)～(10) (略)</p> <p>(11) 教育・保育給付認定子ども 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(12)～(27) (略)</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園または幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数および当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 満3歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業を除く。）をいう。</u></p> <p><u>(6)の2 満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業に限る。）をいう。</u></p> <p>(7)～(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p><u>(11)の2 教育認定子ども 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。</u></p> <p><u>(11)の3 満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。</u></p> <p><u>(11)の4 保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。</u></p> <p>(12)～(27) (略)</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園または幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数および当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>教育認定子どもの総数</u>が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第</p>

る理念，基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

- 3 特定教育・保育施設（認定こども園または保育所に限る。以下この項において同じ。）は，利用の申込みに係る法第19条第2号または第3号に掲げる小学校就学前子どもの数および当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号または第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が，当該特定教育・保育施設の同条第2号または第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては，法第20条第4項の規定による認定に基づき，保育の必要の程度および家族等の状況を勘案し，保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう，選考するものとする。
- 4 前2項の特定教育・保育施設は，選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で，選考を行わなければならない。

5 （略）

（あつせん，調整および要請に対する協力）

第7条 （略）

- 2 特定教育・保育施設（認定こども園または保育所に限る。以下この項において同じ。）は，法第19条第2号または第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整および要請に対し，できる限り協力しなければならない。

（教育・保育給付認定の申請に係る援助）

第9条 特定教育・保育施設は，教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は，当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 （略）

（教育・保育の提供の記録）

第12条 （略）

4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

- 3 特定教育・保育施設（認定こども園または保育所に限る。以下この項において同じ。）は，利用の申込みに係る法第19条第2号または第3号に掲げる小学校就学前子どもの数および当該特定教育・保育施設を現に利用している満3歳以上保育認定子どもまたは満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）の総数が，当該特定教育・保育施設の同条第2号または第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては，法第20条第4項の規定による認定に基づき，保育の必要の程度および家族等の状況を勘案し，保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう，選考するものとする。
- 4 前2項の特定教育・保育施設は，選考方法または前項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で，選考を行わなければならない。

5 （略）

（あつせん，調整および要請に対する協力）

第7条 （略）

- 2 特定教育・保育施設（認定こども園または保育所に限る。以下この項において同じ。）は，保育認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整および要請に対し，できる限り協力しなければならない。

（教育・保育給付認定の申請に係る援助）

第9条 特定教育・保育施設は，教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は，当該保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 （略）

（特定教育・保育の提供の記録）

第12条 （略）

(利用者負担額等の受領)

第13条 (略)

2・3 (略)

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)または(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者および当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)または(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)または(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子どもまたは小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程または特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)または(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子どもまたは小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者および2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち

(利用者負担額等の受領)

第13条 (略)

2・3 (略)

4 (略)

(1)・(2) (略)

(3) (略)

ア (略)

(ア) 教育認定子ども (略)

(イ) 満3歳以上保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) (略)

イ 次の(ア)または(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子どもまたは小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程または特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)または(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 教育認定子ども (略)

(イ) 満3歳以上保育認定子ども (略)

最年長者および2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(4)・(5) (略)

5・6 (略)

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項および利用に当たっての留意事項(第6条第2項および第3項に規定する選考方法を含む。)

(8)～(11) (略)

(定員の遵守)

第22条 (略)

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年函館市条例第22号)で定める基準(保育所に係るものに限る。)を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学

ウ (略)

(4)・(5) (略)

5・6 (略)

(運営規程)

第20条 (略)

(1)～(6) (略)

(7) 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項および利用に当たっての留意事項(第6条第2項に規定する選考方法および同条第3項に規定する選考の方法を含む。)

(8)～(11) (略)

(利用定員の遵守)

第22条 (略)

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が教育認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年函館市条例第22号)で定める基準(保育所に係るものに限る。)を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る教育認定子どもおよび当該特定教

前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数および当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項および第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園または幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号または同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数および当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められ

育・保育施設を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項および第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園または幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子どもまたは満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る満3歳以上保育認定子どもおよび当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

た法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項および第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園または幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号または第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年函館市条例第53号）第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。）および小規模保育事業B型（同条例第32条第1項に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。））にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第34条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項および第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園または幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「教育認定子どもの総数」とあるのは「教育認定子どもまたは満3歳以上保育認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年函館市条例第53号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。）および小規模保育事業B型（同条例第28条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。））にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第28条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同

じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類および当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例第43条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）およびその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(新設)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数および特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳

じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業および居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員およびその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 (略)

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数および特定地域型保育事業所を現に利用し

以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度および家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

(新設)

3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設または特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整および要請に対する協力)

第40条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整および要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他

ている満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章(第43条第1項を除く。))において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度および家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数および特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度および家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定地域型保育事業者は、前2項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設または特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整および要請に対する協力)

第40条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整および要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教

の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、および必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園または保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号および第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～6 (略)

7 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 (略)

(1) 特定地域型保育の提供を受けている保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項および第12項において同じ。）により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7項および第12項において同じ。）の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに限る。第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～6 (略)

7 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）または満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設

(1)・(2) (略)

(新設)

8～11 (略)

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2～6 (略)

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項および利用に当たっての留意事項（第39条第2項に規定する選考方法を含む。）

(8)～(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 (略)

または事業所として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

9～12 (略)

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2～6 (略)

(運営規程)

第46条 (略)

(1)～(6) (略)

(7) 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項および利用に当たっての留意事項（第39条第2項および第3項に規定する選考の方法を含む。）

(8)～(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 (略)

(定員の遵守)

第48条 (略)

(記録の整備)

第49条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(5) (略)

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条および第13条を除く。)、第17条から第19条までおよび第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所および特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下)とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項および第19条において)と、施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例で定める基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲

(利用定員の遵守)

第48条 (略)

(記録の整備)

第49条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(5) (略)

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条および第13条を除く。)、第17条から第19条までおよび第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所および特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(教育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)について」と、第14条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下)とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項および第19条において)と、施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第25条中「各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」とあるのは「各号」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例で定める基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子どもおよ

げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数および特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条および第13条を除く。）、第17条から第19条までおよび第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同条第1号または第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「法第19条第3号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度および家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第

び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項および第52条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第3項、第39条第3項および第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条および第13条を除く。）、第17条から第19条までおよび第23条から第33条までを含む。第52条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第43条第1項を除く。）において同じ。）」とあるのは「教育認定子どもおよび満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）において同じ。）」と、「同号」とあるのは「法第19条第3号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度および家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認

3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供（第13条第4項第3号アまたはイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

(新設)

定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供（第13条第4項第3号アまたはイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子どもおよび特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項および第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条および第13条を除く。）、第17条から第19条までおよび第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子どもの総数」とあるのは「教育認定子どもまたは満3歳以上保育認定子どもの総数」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度および家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限

る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供（第13条第4項第3号アまたはイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る満3歳以上保育認定子どもおよび特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（第51条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例で定める基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数および特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲

げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項各号列記以外の部分中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するものおよび満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号アまたはイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項各号列記以外の部分中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するものおよび満3歳以上保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）に係る第13条第4項第3号アまたはイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

3 函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、満3歳以上限定小規模保育事業者の連携施設の確保に関する規定、小規模保育事業A型を行う事業所等における保育士の配置の特例に関する規定等を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

公布の日の翌日

ただし、第1条（函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例第3条、第7条第1項および第7項、第19条、第28条、第30条第2項、第36条、第49条ならびに附則第3条の改正規定を除く。）および第2条ならびに附則第2項の規定は、公布の日から施行する。

函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

【第1条関係】

現 行	改 正 案
<p>(最低基準の目的)</p> <p>第3条 最低基準は、地域型保育事業を利用している乳児または幼児（満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号または同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合にあつては、当該児童を含む。以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（地域型保育事業を行う事業所（以下「地域型保育事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p>	<p>(最低基準の目的)</p> <p>第3条 最低基準は、地域型保育事業を利用している乳児または幼児（満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号もしくは同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合または同条第10項第3号の規定に基づき<u>保育を必要とする児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合</u>にあつては、当該児童を含む。以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（地域型保育事業を行う事業所（以下「地域型保育事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p>
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第8条第1項、第15条第1項および第2項、第16条第1項、第2項および第5項、第17条ならびに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、および、地域型保育事業者による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）または保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園または認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。）を行う地域型保育事業者については、この限りでない。</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第8条第1項、第15条第1項および第2項、第16条第1項、第2項および第5項、第17条ならびに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、および、地域型保育事業者による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）または保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項（<u>法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）</u>）を行う事業者（以下「<u>満3歳以上限定小規模保育事業者</u>」という。）にあつては、<u>第1号および第2号に掲げる事項</u>に係る連携協力を行う保育所、幼稚園または認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて地域型保育事業（居宅訪</p>

(1)・(2) (略)

(3) 当該地域型保育事業者により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他の乳児または幼児に限る。以下この号および第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育または保育を提供すること。

2～6 (略)

7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、地域型保育事業者は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

（地域型保育事業所内部の規程）

第19条 地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員

(7)～(11) (略)

（小規模保育事業の区分）

第28条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型および小規模保育事業C型とする。

（職員）

第30条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応

問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。）を行う地域型保育事業者については、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項および第7項において同じ。）により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他の乳児または幼児に限る。以下この号および第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育または保育を提供すること。

2～6 (略)

7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、地域型保育事業者は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）または満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設または事業所として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

（地域型保育事業所内部の規程）

第19条 (略)

(1)～(5) (略)

(6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員（満3歳以上限定小規模保育事業者にあっては、満3歳以上の幼児の利用定員）

(7)～(11) (略)

（小規模保育事業の区分）

第28条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）および小規模保育事業C型（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）とする。

（職員）

第30条 (略)

2 (略)

じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師または准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(新設)

(職員)

第32条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)～(4) (略)

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号または第3号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師または准看護師（以下「看護師等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）もしくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人および集団心理療法の技術を有するものまたはこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）または障害児の療育に関する知識および経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識および経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(新設)

5 前2項の規定により看護師等および特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(職員)

第32条 (略)

2 (略)

(1)～(4) (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師または准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(新設)

(利用定員)

第36条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(職員)

第45条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ることはできない。

(1)～(4) (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師または准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(新設)

(新設)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等および特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(利用定員)

第36条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項第1号の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(職員)

第45条 (略)

2 (略)

(1)～(4) (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等および特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）に

(職員)

第48条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)～(4) (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師または准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(新設)

(新設)

(準用)

第49条 第25条から第27条までおよび第29条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条および第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第49条において準用する次条および第27条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第26条および第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第29条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し、および管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第49条において準用する第4号において同じ。）」と、同条第4号中

による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(職員)

第48条 (略)

2 (略)

(1)～(4) (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等および特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(準用)

第49条 第25条から第27条までおよび第29条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条および第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第49条において準用する次条および第27条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第26条および第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第29条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し、および管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第49条において準用する第4号において同じ。）」とする。

「次号」とあるのは「第49条において準用する次号」とする。

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第3条 地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第3条 地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者および特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(令和7年函館市条例第22号) 新旧対照表 【第2条関係】

現 行	改 正 案
<p>附 則</p> <p>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項および第48条第2項の改正規定ならびに次項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 保育士および保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>当分の間</u>、改正後の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項および第48条第2項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項および第48条第2項の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p> <p>(新設)</p>	<p>附 則</p> <p>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項および第48条第2項の改正規定ならびに次項および<u>附則第3項</u>の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 保育士および保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>令和10年3月31日までの間</u>、改正後の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項および第48条第2項の規定（<u>満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士および保育従事者の数に関する部分に限る。</u>）は、適用しない。この場合において、改正前の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項および第48条第2項の規定（<u>満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士および保育従事者の数に関する部分に限る。</u>）は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p> <p>3 <u>保育士および保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項および第48条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士および保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項および第48条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士および保育従事者の数に関する部分に限る。）は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</u></p>

4 函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、保育所における保育士の配置の特例に関する規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

公布の日

**函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例
新旧対照表 【第1条関係】**

現 行	改 正 案
<p>(職員)</p> <p>第37条 保育所は、保育士、嘱託医および調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね15人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね25人につき1人以上とする。ただし、一の保育所につき2人を下ることはできない。</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>	<p>(職員)</p> <p>第37条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第49条第15項に規定する心理担当職員をいう。）または障害児の療育に関する知識および経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識および経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士（附則第3条の規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p>
<p>附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>第3条 第37条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師または准看護師（以下「看護師等」という。）を、1人に限って、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p>	<p>附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>第3条 第37条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師または准看護師（以下「看護師等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士（<u>同条第1項に規定する保育士をいい、同条第3項の規定により保育士とみなされる者および同項ただし書</u></p>

<p>(新設)</p> <p>第4条～第6条 (略)</p>	<p><u>の規定による支援を行う者を除く。)</u>による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p> <p>第4条 <u>第37条第3項および前条の規定により特定理学療法士等および看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（同項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>第5条～第7条 (略)</p>
--------------------------------	---

**函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例（令和7年函館市条例第24号） 新旧対照表 【第2条関係】**

現 行	改 正 案
<p align="center">附 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第36条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>2 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>当分の間</u>、改正後の第37条第2項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第37条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p> <p align="right">(新設)</p>	<p align="center">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>令和10年3月31日までの間</u>、改正後の第37条第2項の規定（<u>満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。</u>）は、適用しない。この場合において、改正前の第37条第2項の規定（<u>満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。</u>）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p> <p>3 <u>保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第37条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の第37条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</u></p>

5 函館市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い，幼保連携型認定こども園以外の認定こども園について，学級の編制の基準に関する規定および職員の配置の特例に関する規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

公布の日

函館市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例

新旧対照表 【第1条関係】

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">(職員の配置の基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する満3歳以上の子どもおよび保育所と同様に1日に8時間程度利用する満3歳以上の子ども(次条第4項において「教育および保育時間相当利用児」という。)に共通の4時間程度の利用時間については、満3歳以上の子どもについて学級を編制し、各学級ごとに少なくとも1人の職員(同条第3項において「学級担任」という。)に担当させなければならない。この場合において、1学級の子どもの数は、<u>35人</u>以下を原則とする。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(職員の配置の基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する満3歳以上の子どもおよび保育所と同様に1日に8時間程度利用する満3歳以上の子ども(次条第4項において「教育および保育時間相当利用児」という。)に共通の4時間程度の利用時間については、満3歳以上の子どもについて学級を編制し、各学級ごとに少なくとも1人の職員(同条第3項において「学級担任」という。)に担当させなければならない。この場合において、1学級の子どもの数は、<u>30人</u>以下を原則とする。</p> <p>4・5 (略)</p>
<p style="text-align: center;">(職員の資格の基準)</p> <p>第5条 前条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち満3歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士(児童福祉法第18条の4に規定する保育士をいう。以下同じ。)でなければならない。</p> <p>2 前条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち満3歳以上の子どもの教育および保育に従事する者は、幼稚園の教員の免許状を有する者または保育士でなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、教育および保育時間相当利用児の保育に従事する者は、保育士でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園または地方裁量型認定こども園において当該教育および保育時間相当利用児の保育に従事する者を保育士とすることが困難であるときは、幼稚園の教員の免許状を有する者であって、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるものを、その者が保育士の資格の取得に向けた努力を行っている場合に限り、当該教育および保育時間相当利用児の保育に従事することができる。この場合において、当該認定こども園の教育および保育時間相当利用児の保育に従事する者の3分の1以上は、保</p>	<p style="text-align: center;">(職員の資格の基準)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>

育士でなければならない。

5 (略)

(新設)

6 (略)

附 則

(経過措置)

第2条・第3条 (略)

第4条 第5条第1項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師または准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(新設)

5 (略)

6 第1項、第2項および第4項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、1人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）もしくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人および集団心理療法の技術を有するものまたはこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）または障害児の療育に関する知識および経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識および経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

7 (略)

附 則

(経過措置)

第2条・第3条 (略)

第4条 (略)

第5条 第5条第6項の規定により同条第1項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者を特定理学療法士等をもって代える場合においては、当該特定理学療法士等の総数

第5条 前条の規定により第5条第1項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者を看護師等をもって代える場合においては、当該看護師等の総数は、第4条第1項および第2項の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

(新設)

第6条 (略)

は、第4条第1項および第2項の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

第6条 附則第4条の規定により第5条第1項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者を看護師等をもって代える場合においては、当該看護師等の総数は、第4条第1項および第2項の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

第7条 第5条第6項および附則第4条の規定により特定理学療法士等および看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者（同項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第8条 (略)

**函館市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を
改正する条例（令和7年函館市条例第25号） 新旧対照表 【第2条関係】**

現 行	改 正 案
附 則	附 則
1 (略)	1 (略)
2 子どもに対する教育および保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育および保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、 <u>当分の間</u> 、改正後の第4条第1項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第4条第1項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。	2 子どもに対する教育および保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育および保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、 <u>令和10年3月31日までの間</u> 、改正後の第4条第1項の規定（ <u>満3歳以上満4歳未満の子どもに対する教育および保育に従事する者の数に関する基準に限る。</u> ）は、適用しない。この場合において、改正前の第4条第1項の規定（ <u>満3歳以上満4歳未満の子どもに対する教育および保育に従事する者の数に関する基準に限る。</u> ）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。
(新設)	3 <u>子どもに対する教育および保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育および保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第4条第1項の規定（満4歳以上の子どもに対する教育および保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の第4条第1項の規定（満4歳以上の子どもに対する教育および保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</u>

6 函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い，幼保連携型認定こども園について，学級の編制の基準に関する規定，職員の配置の特例に関する規定等を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

公布の日

**函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例
新旧対照表 【第1条関係】**

現 行	改 正 案														
<p>(設備運営基準の目的)</p> <p>第3条 設備運営基準は、市長の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児（法第14条第6項に規定する園児をいう。以下同じ。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成または訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p> <p>(学級の編制の基準)</p> <p>第5条 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。</p> <p>2 1学級の園児数は、<u>35人</u>以下を原則とする。</p> <p>3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。</p> <p>(職員の数等)</p> <p>第6条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭または保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。</p> <p>2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長もしくは教頭が兼ね、または当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭もしくは講師をもって代えることができる。</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育および保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">園児の区分</th> <th style="width: 50%;">員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 満4歳以上の園児</td> <td>おおむね25人につき1人</td> </tr> <tr> <td>(2) 満3歳以上満4歳未満の園児</td> <td>おおむね15人につき1人</td> </tr> <tr> <td>(3) 満1歳以上満3歳未満の園児</td> <td>おおむね6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>(4) 満1歳未満の園児</td> <td>おおむね3人につき1人</td> </tr> </tbody> </table>	園児の区分	員数	(1) 満4歳以上の園児	おおむね25人につき1人	(2) 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね15人につき1人	(3) 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人	(4) 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人	<p>(設備運営基準の目的)</p> <p>第3条 設備運営基準は、市長の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児（法第14条第7項に規定する園児をいう。以下同じ。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成または訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p> <p>(学級の編制の基準)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 1学級の園児数は、<u>30人</u>以下を原則とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員の数等)</p> <p>第6条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭、<u>主務保育教諭</u>または保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">園児の区分</th> <th style="width: 50%;">員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	園児の区分	員数	(略)	(略)
園児の区分	員数														
(1) 満4歳以上の園児	おおむね25人につき1人														
(2) 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね15人につき1人														
(3) 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人														
(4) 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人														
園児の区分	員数														
(略)	(略)														

備考

- (1) この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第 147号）第 4 条第 2 項に規定する普通免許状をいう。以下この号において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第18条の18第 1 項の登録（以下この号において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭または講師であって、園児の教育および保育に直接従事する者の数をいう。
- (2) この表に定める員数は、同表の左欄の園児の区分ごとに右欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。
- (3) この表の第 1 号および第 2 号に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。
- (4) 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を 1 人増加するものとする。

（新設）

備考

- (1) この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第 147号）第 4 条第 2 項に規定する普通免許状をいう。以下この号において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第18条の18第 1 項の登録（以下この号において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭、助保育教諭または講師であって、園児の教育および保育に直接従事する者の数をいう。
- (2) （略）
- (3) （略）
- (4) （略）
- (5) 第 1 号に定める者については、1 人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）もしくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人および集団心理療法の技術を有するものまたはこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）または障害児の療育に関する知識および経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に 5 年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識および経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、第 1 号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあつては、調理員を置かないことができる。

5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

- (1) 副園長または教頭
- (2) 主幹養護教諭，養護教諭または養護助教諭
- (3) 事務職員

(函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の準用)

第15条 函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例第5条，第6条第1項，第2項および第4項，第7条，第9条，第11条，第13条，第15条（第4項ただし書を除く。），第19条から第21条まで，第35条第9号，第36条（後段を除く。）ならびに第40条の規定は，幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において，次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える 函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
第6条第1項	入所している者	就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児（以下「園児」という。）
(略)		

2 函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例第10条の規定は，幼保連携型認定こども園の職員および設備について準用する。この場合において，同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校または社会福祉施設の職員を兼ねる」と，設備については「他の学校，社会福祉施

4 (略)

5 (略)

- (1) (略)
- (2) 主幹養護教諭，主務養護教諭，養護教諭または養護助教諭
- (3) (略)

(函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の準用)

第15条 (略)

読み替える 函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
第6条第1項	入所している者	就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第7項に規定する園児（以下「園児」という。）
(略)		

2 函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例第10条の規定は，幼保連携型認定こども園の職員および設備について準用する。この場合において，同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校または社会福祉施設の職員を兼ねる」と，設備については「他の学校，社会福祉施

設等の設備を兼ねる」と、「設備および職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条第1項中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備および職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校または社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条第2項中「入所している者の居室および各施設に特有の設備ならびに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室または便所」と、「保育所の設備および職員については、」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、」と読み替えるものとする。

附 則

(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)

- 第5条 第6条第3項の表備考第1号に定める者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師または准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 2 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第6条 前条の規定により第6条第3項の表備考第1号に定める者を看護師等をもって代える場合においては、当該看護師等の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

設等の設備を兼ねる」と、「設備および職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条第1項中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備および職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校または社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条第2項中「入所している者の居室および各施設に特有の設備ならびに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第7項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室または便所」と、「保育所の設備および職員については、」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、」と読み替えるものとする。

附 則

(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)

第5条 (略)

2 (略)

第6条 第6条第3項の表備考第5号および前条の規定により同表備考第1号に定める者を特定理学療法士等または看護師等をもって代える場合においては、当該特定理学療法士等および看護師等の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

(新設)

第7条 第6条第3項の表備考第5号および附則第5条の規定により特定理学療法士等および看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考第1号に定める者（同表備考第5号ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

**函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例（令和7年函館市条例第26号） 新旧対照表 【第2条関係】**

現 行	改 正 案
<p align="center">附 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 園児の教育および保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育および保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第6条第3項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第6条第3項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p> <p align="right">(新設)</p>	<p align="center">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 園児の教育および保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育および保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第6条第3項の規定<u>（満4歳以上の園児の教育および保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）</u>は、適用しない。この場合において、改正前の第6条第3項の規定<u>（満4歳以上の園児の教育および保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）</u>は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p> <p>3 <u>園児の教育および保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育および保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、改正後の第6条第3項の規定（満3歳以上満4歳未満の園児の教育および保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の第6条第3項の規定（満3歳以上満4歳未満の園児の教育および保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</u></p>

7 専決処分の報告について（訴えの提起について）

[母子福祉資金等貸付金返還請求事件]

(1) 専決処分の内容

市が支払督促の申立てを行った母子福祉資金等貸付金返還請求事件について、債務者から督促異議の申立てがあったことから、別紙調書のとおり2件の訴えの提起を地方自治法第180条第1項の規定により専決したので報告する。

(2) 管轄裁判所

函館簡易裁判所

(3) 専決処分の報告

地方自治法第180条第2項の規定により、令和8年第2回市議会議定例会に専決処分をした旨の報告をする。

訴えの提起に関する調書

番号	住所 氏名	請求額 申立費用	支払督促申立日 (※)	督促異議 の申立日	訴えの提起の 専決処分の日
1	***** ***** (債務者)	147,600 円 3,130 円	令和 7 年 12 月 16 日	令和 8 年 1 月 17 日	令和 8 年 2 月 6 日
2	***** ***** (債務者)	30,000 円 2,630 円	令和 7 年 12 月 16 日	令和 8 年 2 月 12 日	令和 8 年 2 月 24 日

※注 民事訴訟法第 395 条の規定により、支払督促に督促異議の申立てがあった場合、支払督促の申立ての日に訴えの提起があったものとみなされることとなる。